

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分)

■令和7年7月1日～令和7年7月31日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

令和7年7月31日現在

<取引・契約関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月7日	特定商取引法の見直しと抜本的な改正を求める意見書	中野区議会 議長 森たかゆき	令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は特定商取引に関する法律(以下「特商法」という)の対象分野の相談が高い比率を占めており、とりわけ認知症等の高齢者の消費者トラブルの中では、訪問販売・電話勧誘販売の割合が多数を占め、超高齢社会において判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれ、早急な対応が必要となっている。また、マルチ取引(連鎖販売取引)の相談についても無視できない件数で推移しており、その半数近くが20歳代となっており、令和 4年4月の成年年齢引下げに伴い、今後は、18歳から 19歳を狙ったマルチ取引被害の増加が予想される。以上のことから、国は、平成28年改正の際に規定された附則第6条に基づく5年後の見直しを早急に行い、以下の内容を中心とした特商法の抜本的改正を行うことを強く要望する。 1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合の勧誘に対する規制を強化すること。 2. SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、クーリング・オフや勧誘規制等、電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS事業者等に対し、消費者トラブル発生時における通信販売業者、勧誘者に関する情報の開示を義務付けることを検討すること。 3. マルチ取引(連鎖販売取引)について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のための規定を強化すること。
7月14日	SNSを利用した詐欺行為等につき速やかな対策を求める会長声明	愛知弁護士会 会長 川合伸子	SNSに関連する消費生活相談件数は平成29年からの7年間で5倍以上となっている。我が国では多くの国民が、SNSを利用した詐欺被害に遭う危険に晒されており、ことに、SNSを悪用する匿名・流動型犯罪グループの関わる犯罪が多発している。 SNSに関連する消費生活相談件数や、SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数が増加の一途を辿り、減少の気配が見えない現状に鑑みれば、安心安全なSNSの利用環境を整えることが急務であり、加害者に対しては刑事・民事両面の手続をとることで、当該犯罪の抑止を図る必要がある。 この点、刑事責任の追及に関して、犯罪対策閣僚会議は令和6年6月18日「国民を詐欺から守るための総合対策」を公表し、犯罪者を逃さないための対策として、「SNS事業者における照会対応の強化」を掲げた。 当然、民事責任の追及においても加害者の特定が必要となるため、被害者側から加害者のSNSアカウントの契約者情報に迅速にアクセスすることが極めて重要となる。 令和5年11月から令和6年10月までの1年間における当会のSNS事業者に対する弁護士会照会については、総数30件に対し、契約者情報を開示しないという回答が28件(2件は回答なし)であった。 当会は、国に対して、捜査機関からの照会への対応を強化するのみならず、被害予防及び被害回復の観点から、SNS事業者に対して弁護士会照会への対応をも強化するよう要請することの検討を求める。さらに、SNS事業者における本人確認義務の導入及び適切な本人確認記録の保管義務の導入、並びにSNS利用者を特定するための情報の照会に事業者が適切な対応をすることを促すなど、民事裁判及び交渉において相手方を特定するための実効性ある措置を検討するよう求める。

<消費者安全関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月4日	2025年度 PLオンブズ会議報告会 提言	PLオンブズ会議 一般社団法人 全国消費者団体連絡会	製品安全の問題に関心を持つ個人のネットワークであるPLオンブズ会議と全国消費者団体連絡会は、毎年、製品安全をテーマとする報告会を開催している。2025年度は、7月1日に『ネット社会における「製品安全」問題～官民の「製品安全規制」は消費者を守るのに充分か?』と題し、報告会を開催した。報告会の内容を踏まえ、PLオンブズ会議は以下のとおり提言する。 海外事業者が取引デジタルプラットフォーム(取引DPF)を利用するなどして国内の消費者に直接製品を販売するケースでは、安全性に関する法的責任を負うべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題がある。こうした課題への対応として、2024年の通常国会で消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律が成立し、本年12月25日に施行される。 また、官民協働の自主的な取り組みとして、2023年から、OECDが公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえ、安全上問題のある製品が見つかった場合、関係省庁からの要請を受け、オンラインマーケットプレイス運営事業者は出品削除を行い、運営事業者自らも安全性に問題のある製品の取り扱いを確認して出品削除を行い、結果を消費者庁に報告し、消費者庁は出品削除実績を公表している。 さらに、消費者庁は、ネット取引の安全を守るため「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」を制定しインターネット取引における消費者保護を図ろうとしている。 しかし、欧米ではインターネット取引製品の安全性欠如を原因として被った損害賠償に民事対応をしているにもかかわらず、日本では未だできていない。日本の消費者だけが保護の外に置かれた状態を、これ以上放置できない。 私たちは、国に対し、製品安全行政規制法の施行状況をふまえつつ、デジタルプラットフォーム事業者らの民事責任の在り方につき早急に議論を開始し、法整備を図ることを強く要望する。

＜食品表示関係:2件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月22日	【参考送付】サプリメント食品に関する法規制の早急な整備を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 淵上玲子	機能性表示食品であるか否かを問わず、サプリメント食品に関し、独自の法規制を早急に整備することが必要であるという観点から、以下のとおり意見を述べるものである。 1 サプリメント食品の製造、販売、品質管理及び広告を規制する法律を制定すべきである。 2 同法律中に、以下の規定を設けるべきである。 (1) サプリメント食品の製造を業として行う場合及びサプリメント食品の原材料(未加工の農畜水産物を除く。以下同じ。)の製造を業として行う場合は、営業許可を要するものとする。こと。 (2) サプリメント食品及び同食品の原材料の製造については、監督官庁が定める最新のGMP基準に適合していることを義務付けること。 (3) サプリメント食品を販売に供する場合は、当該製品に係る表示内容についての許可(以下「表示許可」という。)を要するものとする。こと。 (4) サプリメント食品の表示許可を得た業者に対して、当該サプリメント食品に係る健康被害情報の提供及び公表を義務付けること。 (5) サプリメント食品について、何人もその効果又は機能に関して、明示的か暗示的かを問わず、虚偽又は誇大な広告をしてはならないことを明記すること。 (6) サプリメント食品の過剰摂取等を防止し、健康的な食生活等の健康維持・増進に関する知識の向上を図るための注意喚起及び啓発活動の充実を関連省庁及び地方公共団体に求めること。 3 前項(5)の実効性を確保するため、国は、誇大広告等の厳格な取締りを積極的に行うべきである。
7月25日	機能性表示食品に関する意見書	関東弁護士会連合会 理事長 種田誠	当連合会は、2019年3月19日付「機能性表示食品制度に対する意見書」において、機能性表示食品制度は、安全性に疑義があることや機能性の科学的根拠が不十分であることから、廃止すべきであるとの意見を述べた。 その後、2024年8月23日に食品表示基準の一部を改正する内閣府令(内閣府令第71号)が公布され、安全性や機能性、製造管理についての遵守事項が加えられたが、以下のとおり、なお問題点があるため、改めて意見を述べるものである。 1 機能性表示食品制度については、廃止すべきである。 2 仮に機能性表示食品の制度を廃止できない場合であっても、食品の安全性を確保し、機能性の科学的根拠が十分合理的と評価できるものに限定するように必要な措置を講じるほか、機能性表示食品の表示についても、適格消費者団体の差止請求権の対象とすべきである。
＜地方消費者行政:2件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月3日	地方消費者行政の維持・強化を求める会長声明	福岡県弁護士会 会長 上田英友	消費者被害を防止・救済し、地域住民の生活の安定を担保するため、当会は、国に対し、 (1) 地方公共団体が、地方消費者行政を安定して推進するための恒久的な財源の確保のための措置を講ずること(少なくとも、強化交付金の交付期限を延長するなど、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に必要な予算措置を講ずること) (2) 国が進める消費生活相談業務のDX化に関連し、地方公共団体が、地方の消費生活相談業務に必要不可欠な「全国消費生活情報ネットワークシステム」(PIO-NET)の刷新・運用及び消費生活相談業務のデジタル化の構築・運営を行うための費用の全額を、国が負担する措置を講ずべきことを強く求める次第である。
7月10日	地方消費者行政の維持・強化を求める意見書	東京弁護士会 会長 鈴木善和	1 国は、地方消費者行政にかかる交付金措置を2026年度以降も継続的に実施すべきである。 2 国は、消費生活相談員の更新回数制限(雇止め)の抑止に向けた実効性ある措置、消費生活相談員の高度な専門性に見合った専門職任用制度の運用の検討、消費生活相談員の人件費を恒久的に負担する仕組みを構築するための地方財政法第10条の改正など、消費生活相談員の人材確保のための抜本的な対策を講ずるべきである。 3 国は、地方の消費生活センターが、高齢者の消費者被害を見逃さないようにするための見守り活動の体制整備を推進する地方消費者行政の取組に対し、一層積極的な財政支援を行うべきである。 4 国は、2026年度移行を目指して進められているPIO-NETの刷新・消費生活相談のデジタル化により地方公共団体に生じる費用を国が負担する措置を講ずるべきである。

<公益通報者保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月3日	公益通報者保護法の一部を改正する法律についての会長声明	東京弁護士会 会長 鈴木善和	2025年6月11日に公布された公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和7年法律第62号)は、従事者指定義務違反の刑事罰の導入、公益通報者の対象範囲の拡大、通報者探索を含む公益通報を阻害する行為の禁止、通報後1年以内の解雇又は懲戒について公益通報を理由としてされたものと推定する規定の導入、公益通報を理由とした解雇又は懲戒の刑事罰の導入等を内容としており、公益通報制度の実効性を向上させると共に、公益通報者保護を強化することにより、公益通報の利用をより促進させるものとなっており、一定程度評価できる。 しかし、1 立証責任の転換の対象となる不利益な取扱いの対象に、不当な配置転換、人格権侵害と評価しうる程度のハラスメント、退職勧奨等が含まれていない、2 今回の改正で通報者探索行為の禁止が明記されたものの、これを行った場合の罰則規定の導入は見送られている、3 体制整備義務を負う対象事業者の範囲拡大、公益通報が刑罰法規に抵触する場合(資料の持ち出し行為等の公益通報に付随する行為を含む)の刑事免責の明記等についても今回の改正で実現していない、など公益通報制度としてはいまだ不十分な内容であると言わざるを得ない。 当会は、上記1～3の点を含め、東京弁護士会の2025年1月9日付「公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書」に記載した事項で今回の改正で実現しなかった点について、附則にある施行後3年後見直しの際に、引き続き検討し実現することを強く求める。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から10件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:4件 その他:6件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。